

改正後	現行
法人用カード規定	法人用カード規定
1 カードの利用	1. (カードの利用)
2 貯金機による入金	2. (貯金機による入金)
(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。
(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。	(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、 <u>1</u> 回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
3 支払機による払戻し	3. (支払機による払戻し)
(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。	(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または提携組合所定の金額単位とし、 <u>1</u> 回あたりの払戻しは、当組合または提携組合の所定の金額の範囲内とします。なお、 <u>1</u> 日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内とします。
4 振込機による振込	4. (振込機による振込)
振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカード

改正後	現行
にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	を所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
<u>5</u> 振込手数料	<u>5. (振込手数料)</u>
<u>6</u> 代理人による入金・払戻しおよび振込	<u>6. (代理人による入金・払戻しおよび振込)</u>
(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金のお金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。	(1) 代理人 (<u>1</u> 名に限ります。) による貯金のお金・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、届出の法人から代理人の氏名(署名)、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード(以下、「代理人カード」といいます。)を発行します。
<u>7</u> 貯金機・支払機・振込機故障時等の取 <u>り</u> 扱い	<u>7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u>
停電、故障等により貯金機・支払機・振込機による取 <u>り</u> 扱いができない場合は、カードによる取引はできません。	停電、故障等により貯金機・支払機・振込機による取扱いができない場合は、カードによる取引はできません。
<u>8</u> カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入	<u>8. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)</u>
<u>9</u> カード・暗証の管理等	<u>9. (カード・暗証の管理等)</u>
10 偽造カード等による払戻し	10. <u>(偽造カード等による払戻し)</u>
11 盗難カードによる払戻し	11. <u>(盗難カードによる払戻し)</u>
12 カードの紛失、届出事項の変更等	12. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u>
(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項	(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわら

改正後	現行
にかかわらず、書面による届出は必要ありません。	ず、書面による届出は必要ありません。
13__カードの再発行等	13. <u>(カードの再発行等)</u>
14__貯金機、支払機、振込機への誤入力等	14. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u>
15__解約、カードの利用停止等	15. <u>(解約、カードの利用停止等)</u>
16__譲渡、質入れ等の禁止	16. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u>
17__規定の適用	17. <u>(規定の適用)</u>
(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取 <u>り</u> 扱います。	(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定および振込規定により取扱います。
<u>(2025年4月1日現在)</u>	<u>(2020年4月1日現在)</u>